

最近の判例から

(1)

弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効の起算点

(最高判 平二三・一一・二七 金法一六三三―六八) 中村 行夫

弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効は、過失なくして債権者を確知することができないことを原因とする弁済供託の場合を含め、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時から進行するとして、賃料債務についてされた弁済供託につき、賃料債務の弁済期の翌日から民法一六九条(定期給付債権の短期消滅時効)所定の五年間の時効期間が経過した時から、さらに一〇年が経過することによって消滅時効が完成すると判示した事例(最高裁 平一三年一月二七日判決 上告棄却 金融法務事情一六三三号六八頁)

一 事案の概要

賃借人Xは、Aから、A所有の建物専有部分を、賃料一四万円、毎月末日限り翌月分の賃料を支払うとの約定で賃借していたところ、Aが昭和五二年一〇月死亡し、Aの相続人で

あると主張するBら三名及びAから本件建物を贈与されたと主張するCから、それぞれ本件建物を自己が承継したとして、賃料支払の催告を受けたため、法務局Yに対し、同年一月分以降の本件建物の賃料を、債権者不確知を理由として、弁済供託した。(なお、Bら三名とCの紛争は昭和六二年一二月、訴訟上の和解の成立により解決した。)

Xは、平成七年八月及び同年九月、Yに対し、供託金の取戻請求をしたが、Yは、そのうち昭和五二年一二月分以降同六〇年八月分までの各供託金については、供託後一〇年を経過しており、取戻請求権の消滅時効が完成しているとして、Xの請求を却下した。

Xは、供託弁済における供託物取戻請求権の消滅時効の起算点は、供託の基礎となった債務について紛争の解決などによってその不

受ける必要が消滅した時である。」とした最高裁昭和四五年七月一五日判決を引用し、本件の場合、BがXに対して本件建物の明渡しを提起した時(平成七年一月)に、Xが初めて賃料債務の消滅時効を援用することが可能となったのであり、この時点を供託による免責の効果を受ける必要がなくなった時といふべきである。また、弁済供託の効果は、債務不履行の危険を免れる限度で供託の基礎となった債務を消滅させるにすぎないものであり、被供託者が還付請求を行使するなど供託手続が終了するまでは、同一性を保って存続していると解すべきだとして、Yの処分

の取消しを求めて提訴した。これに対してYは、Xが引用した最高裁判決は、債権の存否について争いのある事案を前提にしたものであって、債権者不確知を理由としてされた弁済供託の場合は、供託者が取戻請求権を行使したとしても、自己の主張を撤回したものと解されるおそれなく、本件には妥当しない。また、供託物取戻請求権は、供託者が免責の効果を受ける必要がなくなる事由が生じる以前の段階において、供託者の自発的意思に基づき行使できるものであるから、その消滅時効は供託の時から進行すると解するほかないとして争った。

二 判決の要旨

裁判所は、以下のとおり判断した。

(1) 債権者不確知を理由に賃料の弁済供託をした場合に、供託者である賃借人が、供託物の取戻しをすると、当初に遡って賃料の支払をしなかったことになり、債務の履行を怠ることになる。賃料債務について、免責の効果を受ける必要が続いている以上、供託者に供託物取戻請求権の行使を期待することが事実上不可能であることは、賃貸借契約の存否をめぐって当事者間に争いがあり、債権者の受領拒絶を理由として賃料の弁済供託をした場合と何ら異なることはなく、Yの主張は失当といわざるを得ない。

(2) 供託の基礎となった債務について消滅時効が完成すれば、供託者が免責の効果を受ける必要はなくなり、消滅時効を援用して債務の消滅を主張し、供託物取戻請求権を行使することに不都合はない。債務の消滅時効が完成した場合には、その時から、当該債務に係る供託物の取戻請求権の消滅時効が進行するといふべきであり、債務の消滅時効の完成をもって供託物取戻請求権の消滅時効の起算点とするのが相当である。したがって、Xの主張は採用することがで

きない。

(3) 賃料債権の消滅時効期間(民法一六九条)から、各月分の賃料債権はそれぞれ五年の経過をもって順次消滅時効が完成し、それらの供託金の取戻請求権は、請求権の行使が可能となった日の翌日から一〇年の経過をもって時効により消滅したということになる。したがって、本件処分時において、各弁済期日の翌日から五年の時効期間が経過した時から更に一〇年が経過する前にされた供託金取戻請求に対し、取戻請求権の消滅時効が完成したとしてこれを却下した処分は、違法である。

三 まとめ

債権者不確知を原因とする弁済供託における還付請求権の消滅時効の起算点について、「供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時」とし、これまでの「供託時を起算点とする」とした、供託実務の取扱いを否定したもので、供託及び供託金取戻請求を行う場合の重要な判断事例といえる。

また、本判決の判断内容は、弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効の統一的判断を示したものと解され、「受領拒絶」「債権者不確知」のほかに、「受領不能」を原因とす

る弁済供託における供託金払戻請求権の消滅時効についても及ぶものと考えられ、重要な意義を有する判決といえる。

(調査研究部調査役)